

平成 22 年度事業計画について

平成 22 年度事業推進の基本方針

平成 21 年 7 月に公布された改正商品取引所法（商品先物取引法）において、従来の国内商品市場取引のほか、外国商品市場取引、店頭商品デリバティブ取引が加わった「商品先物取引業」が新設され、また商品先物取引仲介業の制度も導入された。他方において、これらの事業者に対する行為規制も強化され、不招請勧誘の禁止が原則として導入されることとなった。

こうした大きな環境の変化の中で本会の果たすべき役割は益々重要性を増してきているところであるが、他方、厳しい経営環境の変化に将来展望を見いだせず事業の撤退や業態転換を行う会員が相次ぎ、登録外務員数も激減し、商品市場の売買高は大幅な減少傾向に推移し、我が国の商品取引所の市場流動性は極めて厳しい状況にある。

こうした会員各社の経営状況を反映して本会の財政も極めて厳しい情勢下にあるが、新制度の円滑な施行に向けて諸準備を進め、商品先物取引業の社会的信頼性を確保するため、限られた財政状況の下で事業の刷新を図りつつ、以下の各事業に重点的に取り組むこととする。

また、特に、商品先物取引法の施行により新規参入が見込まれることから、新規参入を希望する事業者に対して協会の事業等についての広報を積極的に行うこととする。

1．自主規制に係る事業

商品先物取引法を踏まえた自主規制ルールを整備し、同法に基づき新規参入が見込まれる事業者にも周知して適正な商品先物取引業の展開を図るとともに、同法が施行されるまでの間は引き続き法令・諸規則の遵守徹底に取り組み、委託者保護の一層の強化を図る。また、会員の日々の営業活動に関する指導、監視を強化し、法令諸規則等に違反する会員又は会員役職員に対しては厳正に対処することにより、業界の社会的信頼性の向上を図るための自主規制活動を展開する。

2．苦情・相談の解決に係る事業

自主規制事業との連携の下に、苦情処理制度の効率的運用による迅速かつ公正な解決の促進を図るほか、あっせん・調停制度については費用負担の公平性に配慮しつつより迅速な運用体制を確立するとともに、ADR 促進法に基づく認証紛争解決事業者としての認証を取得し、より客観性が高く法的効果も高い紛争処理機能の一層の強化を図る。

3．外務員研修・資格試験・登録等に係る事業

会員の役職員の資質向上と適正な外務行為を確保するため、外務員研修、資格試験、登録等に関する事業を的確かつ効率的に推進するほか、商品先物取引法により追加さ

れる外国商品市場取引、店頭商品デリバティブ取引についての知識の習得を推進する。また、外務員の専門的資質のさらなる向上を図るための制度及び「上級外務員認定制度」の円滑な運営を行う。

4．監査に係る事業

委託者保護及び商品取引受託業務の適正化を図るため、日常的な業務の遂行状況等に関する社内監査の結果等についての的確に把握するとともに、適宜適切に会員に対する実地監査を実施するほか、財務状況についても継続的に監視を行い、必要に応じて関係団体と連携して対応する。

5．商品取引事故確認等に係る事業

商品取引受託業務に係る損失補てん制度等について、既存の会員のみならず商品先物取引法により新規参入が見込まれる事業者に対してその周知を図り、商品取引事故の確認申請手続き等に関する社内管理体制の整備とその適切な運営を推進し、当該確認申請等の事業の円滑な運営を図るとともに、商品取引責任準備金の積立て、取崩し等について既存の会員のみならず新規参入が見込まれる事業者における自主的管理の適正化を図る。

平成 22 年度事業計画

1．自主規制に係る事業

- (1) 法令等の遵守と高い商業倫理確立に係る会員自主規制の徹底
 - 商品先物取引法に対応した自主規制ルールの整備
 - 同法、自主規制ルールの周知及び関係諸規則の遵守の徹底
 - 会員における自主規制ルール及び商品先物取引業務管理体制の整備
- (2) 法令、自主規制ルールに基づく指導・勧告・公表・制裁（処分）の適正な実施

2．苦情・相談の解決に係る事業

- (1) 委託者等からの苦情の解決
- (2) 紛争の解決のためのあっせん・調停の一層の機能強化
 - 紛争解決に係る処理業務の一段階化による迅速かつ効率的な実施
 - A D R 促進法に基づく認証紛争解決事業者としての認証の取得
- (3) 苦情・紛争内容の調査、分析及び周知
- (4) 各地区の消費者相談機関等との情報交換

3．外務員研修・資格試験・登録等に係る事業

- (1) 外務員研修に係る事業
 - 登録外務員講習会の運営・実施
 - 登録更新講習の運営・実施

外務員教育教材の制作

- (2) 外務員登録資格試験の運営・実施
- (3) 外務員の登録等に係る事業の運営・実施
- (4) 外務員の専門性向上に係る事業の運営・実施
- (5) 上級外務員認定資格試験等の運営・実施

4．監査に係る事業

- (1) 会員の商品取引受託業務に係る社内監査結果の分析及び実地監査の実施
- (2) 会員の財務及び経理に関する監査事業の実施
- (3) 会員の統一経理基準に関する業務の実施

5．商品取引事故確認等に係る事業

- (1) 商品取引事故の確認申請等業務の実施
 - 会員の商品取引事故の確認申請の円滑な処理
 - 会員の商品取引事故に伴う損失補てんに係る報告の円滑な処理
 - 会員の商品取引受託業務に係る損失補てん等に関する社内管理体制の整備
- (2) 会員の行う商品取引責任準備金の積立て、取崩し等の管理業務

6．広報に係る事業

- (1) 協会ホームページの充実・強化
- (2) 協会事業に係る情報開示
 - 会員の企業情報開示制度の紹介
 - 協会自主規制活動についての情報開示
 - マスコミ報道機関等への情報提供
- (3) 内外自主規制機関との連携
- (4) 商品先物取引法により新規参入が見込まれる事業者への協会の宣伝等

7．コンプライアンス強化等特別事業

登録更新講習におけるコンプライアンス研修の実施等

以 上